

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和 7 年 2 月 3 日 専決

羽曳野市長 山入端 創

### 記

#### 処 分 事 項

訴えの提起について

## 訴えの提起について

### 1 相手方

\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

### 2 事件名 免職処分取消請求控訴事件

### 3 請求の趣旨及び請求の原因

#### (1) 請求の趣旨

- ① 原判決を取り消す。
- ② 被控訴人の請求を棄却する。
- ③ 訴訟費用は第1審、第2審とも被控訴人の負担とする。

#### (2) 請求の原因

相手方は、令和4年4月1日から同年9月30日までの間、条件付で本市に採用された。

市長は、その期間における相手方の勤務成績及び勤務態度が不良であったことから、相手方の成績を追加的に評価するため、令和4年10月1日、その期間を令和5年3月31日まで延長する処分（以下「本件延長処分」という。）を行った。しかし、相手方は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間、病気休暇、年次有給休暇等を取得した後欠勤し、一度も出勤せず、完全な能力の実証を得られなかったことから、市長は、同日、相手方を免職する処分（以下「本件免職処分」という。）を行った。

相手方は、本件延長処分は違法であり、これを前提とする本件免職処分も違法であると主張し、本件免職処分の取消しを求める訴訟を提起した。

令和7年1月22日、上記訴訟の判決があり、相手方の請求が認容されたが、市長はそれに不服であるから控訴するものである。

### 4 事件に関する取扱い及び方針

- (1) 井上隆晴及び井上卓哉を訴訟代理人と定める。
- (2) 控訴審判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (3) 本市は、上記訴訟において和解をすることができる。